平成２８年（フ）第１９４号
静岡県浜松市北区都田町7714番地の99　M.ＴＯＷＮソレイユＤ202号、前住所静岡県袋井市袋井129番地
破産者　西山　伸子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４１２号
大阪府大東市深野５丁目20番16号　ＲＧＡＲＤＥＮＮＯＺＡＫＩ　106号、開始決定時の住民票上の住所大阪府交野市森南１丁目50番３号
破産者　佐藤　公重
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１７号
大阪府大東市深野５丁目20番16号　ＲＧＡＲＤＥＮＮＯＺＡＫＩ　106号、旧住所大阪府交野市森南１丁目50番３号
破産者　佐藤千佳子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県多可郡多可町中区森本492番地
破産者　福岡まさ子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１０４号
香川県高松市伏石町1408番地15
破産者　葉狩　克也
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
長崎県諫早市飯盛町後田2913番地、前住所長崎市東町1728番地２
破産者　藤永　　稔
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
長崎県諫早市馬渡町８番地20
破産者　永尾　昇三
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目５番１号（セントラルハイツ201号）
破産者　竹内　美紀
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県奄美市名瀬平田町11番７号
破産者　川口エチ子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２６号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3124番地26
破産者　小川　　浩
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７８号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲3913番地17
破産者　立山　一郎
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９４号
沖縄県那覇市若狭１丁目10番17号　オーシャンパレス若狭205
破産者　知花　賢由
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９０７号
札幌市北区新琴似９条６丁目２番11号　コーポ楓201号
破産者　菊池　寿師
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０８号
北海道石狩市花川南５条４丁目191番地　エビスパレス花川Ｂ105号
破産者　峯田　秀和
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５号
北海道滝川市滝の川町西８丁目１番19号
破産者　川岸　俊之
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
仙台市若林区蒲町字東35番地の２　マジェスティ蒲町―302
破産者　小野　智志
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８７号
仙台市若林区若林６丁目２番11号　大久保ビル203、開始決定時の住所仙台市青葉区錦町１丁目４番５―709号
破産者　鈴木　昌孝
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
宮城県塩竈市松陽台３丁目25番２号
破産者　鈴木　幸夫
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
仙台市宮城野区幸町１丁目７番10号　パートナー幸町307、従前の住所仙台市青葉区小松島１丁目３番11号　ピース６小松島203
破産者　佐藤　亜美
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係